

# 既存住宅状況調査（インスペクション）補助金

空き家の利活用を促進するため、空き家の売却、賃貸借又は購入を行う際に実施する既存住宅状況調査（※）の委託費用の一部を補助します。

※既存住宅状況調査方法基準に沿って同基準に規定する既存住宅状況調査技術者が行う調査

## 【対象空き家】

- ・売却、購入又は賃貸借（以下「売却等」）を予定している空き家

## 【対象者】 次のいずれにも該当する者

- ・補助対象空き家の売却等を予定している者
- ・補助対象者が補助対象空き家の所有者でない場合は、所有者の承諾を得ていること。
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

## 【対象経費】 空き家の既存住宅状況調査に要する経費

## 【対象経費】

- ・対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。  
(補助金額に1,000円未満の端数が乗じた場合は切り捨て)

## 【方法】

- ・既存住宅状況調査の契約をする前までに、添付書類を添えて、住宅政策課に申請書を提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市 まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 電話 (0568)85-6572

## ◆ 申請

---

### 1 申請書の添付書類について

契約する前に申請書（第1号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 空き家の使用状況報告書（第2号様式）
- (2) 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (3) 見積書の写し
- (4) 空き家を売却等する予定であることがわかる書類

## ◆ 実績報告

---

完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 契約書の写し又は請書の写し
- (2) 請求書の写し
- (3) 領収書の写し又は支払った金額が確認できる書類
- (4) 調査技術者の登録証の写し又は調査技術者であることがわかる書類
- (5) 既存住宅状況調査の報告書の写し

## ◆ 補助金の請求

---

### 1 請求書の提出について

市からの補助金確定通知書を受け取り後、請求書を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受理後、30日以内に指定口座に振込みますので、大変お手数ですが、ご自身で通帳記入を行い、入金を確認してください。

## ◆ その他

---

- (1) 同一の補助対象空き家について、過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けた方は、再度交付を受けることができません。（補助対象者が異なる場合は除きます。）